# 保育の必要性の認定手続きについてのご案内

※幼稚園在園中に「保育の必要性」の認定を受けた方は改めてのお手続きは不要です。

#### 1 認定の手続きについて

## (1) 認定とは

「保育の必要性」の認定(以下、「認定」という)とは、市区町村が保護者からの申請を受けて、お子さんの年齢や「保育の必要性」などの客観的な基準に基づいて行うものです。認定をもとに、子育てのための施設利用について給付(無償化)を行います。認定を受けるためには、世帯の保護者全員が裏面の「3 認定の要件および証明書類について」に記載されているいずれかの要件に該当していることが必要です。

※認定は、預かり保育の【登録利用】を保証するものではありません。預かり保育の【登録利用】をご利用する場合、別途預かり保育の【登録利用】の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

### (2) 認定後の預かり保育料について

認定を受けると預かり保育料(【登録利用】【一時利用】)が無償となります。

#### (3) 認定の申請方法について

#### ●提出書類

- ① **認定申請書**(幼児保育課窓口、各幼稚園で配布、または区 HP でダウンロードできます)
- ② 個人番号確認書類(詳細は裏面の「2 個人番号(マイナンバー)の記載について」をご確認ください)
- ③ 身元確認書類(詳細は裏面の「2 個人番号(マイナンバー)の記載について」をご確認ください)
- ④ 「保育の必要性」の証明書類

(詳細は裏面の「3 認定の要件及び証明書類について」をご確認ください)

- ※きょうだいで認定の申請をする場合、各提出書類は世帯で 1 部ご提出ください。
- ※預かり保育【登録利用】の申請で、4を提出済みの場合は、123のみご提出ください。
- ※申込児童またはきょうだいが文京区認可保育園に令和5年度入園申込をされ、②③④を提出 済みの場合は、①のみご提出ください。

#### ●提出先

#### 園に提出

※預かり保育を利用申請する際に合わせてご提出ください。

#### ●提出期限

令和5年4月からの新規預かり保育【登録利用】を申し込む方は、令和4年11月25日までに預かり保育【登録利用】を申請する際に合わせてご提出ください。それ以外の方で対象となる場合は預かり保育利用開始前までにご提出ください。

※認定は遡及適用できません。認定を受けた期間のみ預かり保育料が無償となります。

## (4) 認定結果の通知について

提出された資料を確認したうえで、認定結果を郵送で通知します。

## 2 個人番号(マイナンバー)の記載について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づいて、認定申請書の中に、必要とされる個人番号(マイナンバー)を記載する欄を設けています。記載欄に保護者全員の個人番号を記載し、提出前に記載漏れがないかご確認のうえ、以下①②の書類を提出してください。

### 個人番号(マイナンバー)を確認するために必要な書類

① 個人番号確認書類(正しい番号であることの確認)

### 保護者全員の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類の写し

(例)・マイナンバーカード ・個人番号通知カード

・住民票の写し ・住民票記載事項証明

② 身元確認書類(番号の正しい持ち主であることの確認)

### 保護者全員の身分証明書の写し

【写真付なら1点】 (例)・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳

【写真なしなら2点】 (例)・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証明

※「①個人番号確認書類」で「マイナンバーカード」(写し)を同封する場合、「②身元確認書類」は不要となります。

# 3 認定の要件及び証明書類について

【認定】		要件	証明書類(世帯の保護者全員分が必要です)
就労(予定含む) 〈給与所得者〉		月48時間以上の就労をしている	*全ての勤務先における在職・採用内定証明書
就労(予定含む) 〈自営業者〉			①*全ての勤務先における在職・採用内定証明書 ②営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー
就学		学校教育法に規定された学校等 に在学している	①*就学内容状況書 ②在学証明書 ③カリキュラム
求職活動		求職活動を継続的に行っている	*求職活動状況申告書
疾病		疾病にかかり、もしくは負傷 し、又は精神もしくは身体に障 害を有している	*診断書
障害			障害者手帳のコピー
妊娠・出産		妊娠中または出産直後(出産日から起算して57日目が経過する月の末日まで)である	母子健康手帳の表紙及び出産予定日のわかるページのコピー
看護・介護		同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護 または看護している	①*介護状況申告書 ②介護を受ける人の診断書・障害者手帳・ケアプラン等のコピー
育児は 老続利 との他	木業取得時の 刊用	児童のきょうだい(弟・妹)の育児 休業を取得しながら、児童が引き続きその施設を利用している(「育 児・介護休業法」に基づく育児休業 を取得している方が対象です」	*全ての勤務先における在職・採用内定証明書 【証明書内「⑯育児休業期間」への記入が必要となります】
その他	法令で定めるもの	DV・虐待・災害復旧など	必要書類は入園相談係に問い合わせのうえ、決定

- ・在職・採用内定証明書等の証明書類の発行はお時間がかかる場合がございます。対象 となる方はお早めにご準備をお願いします。

